

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和3年6月28日（月）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

伊藤薫，大嶋正寿，岡部伸康，鬼澤友直，小野真由美，菊地哲也，日下部克通，佐藤基，瀬尾裕香，田口幸子，辻昌文，長谷川愉，平井美佳，平沼義幸，宮生和郎
（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，家事次席家庭裁判所調査官，家事次席書記官，事務局長，総務課長，会計課長，総務課課長補佐，総務課庶務係長

第4 テーマ

「横浜家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

第5 議事概要

1 新任委員の紹介等

2 委員長代理指名

委員長は委員長代理に日下部克通委員を指名した。

3 テーマ趣旨説明

4 庁舎案内

5 テーマに関する基本説明

家事次席家庭裁判所調査官，家事次席書記官及び総務課課長補佐より横浜家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対策状況や事件処理上の工夫について説明を行った。

6 意見交換（以下，◎委員長，○委員，◆事務担当者）

○ 委員

参考資料として配布した2021年2月時点の日本弁護士連合会「COVID-19と人権に関する日弁連の取組－中間報告書－」（抜粋）について簡潔にご紹介します。

なお，日弁連のホームページからも全文をご覧いただけます。裁判所の活用以外の相談対応等についても記載されています。私たち弁護士委員が直接関わっているものではありませんが，本日のテーマの参考になればということで紹介させていただきます。

資料の87頁「2」をご覧ください。第一次緊急事態宣言の際は知見に限りがあったというところで，各所で難しい判断があったと思います。全国のユーザー側からは

期日が入りにくくなったという声が寄せられました。当時、弁護士会でも事業を一定程度閉鎖するような状況もありました。そのような中、在宅の時間が増えるに伴い夫婦関係、虐待、DV等の相談件数が増えていきました。他方で、調停事件は期日が入りにくいという状況となり、弁護士会としても対応に苦慮したところがありました。

すべての方の安全を配慮しなくてはいけないという面で、どのように対応できるのかという問題意識で取り組んできました。

「3(1), (2)」について、優先業務について事件に優劣をつけるものではないので、何を優先的に普及させていくか。この点、調停事件の中でも緊急度の判断はどのような工夫をされたのか可能な範囲でご紹介いただければと思い、今回この報告書を資料として提示させていただきました。

最後になりますが、裁判を受ける権利というものがあります。弁護士会も司法を担っている立場にあります。そのような中で緊急事態宣言下に家庭裁判所において苦勞された点や、一般委員の皆様からも感染防止対策の取組状況や工夫された点等をご紹介いただければと思います。

○ 委員

裁判所でもご苦勞されているなど庁舎見学させていただいて感じました。緊急事態宣言下であっても、弊社においてはリモートワークの設備が整っていたので、一般事務においては業務に支障は出ませんでした。社として国からの要請に応え出勤者数7割削減を守ってきましたが、どうしても報道の現場や制作の現場は一般事務とは同じようにはいかないため、苦勞することが多かったです。一緒にいる時間を短くするなどの配慮をしながら、30分に1回は休憩を入れるなどの工夫をして長い時間の収録とならないように心掛けています。裁判所では法律上難しいのかもしれませんが、私たちの会社では、オンラインでの会議を活用してお互いの顔を見ながら会議を行っています。先ほどご紹介いただいたトリオフォンやスピーカーフォンでは顔が見えないので、今後、最新の技術を利用しながら裁判を行うことを検討していただいてもいいのかなという感想を持ちました。

○ 委員

先ほど家庭裁判所の感染防止対策について見させていただきましたが、リモートに馴染むものと馴染まないものとあるなど感じました。裁判所は不特定多数の方を相手にすることでご苦勞があると思います。私たちの会社でも基本的な感染対策やリモートワークを進めることで対応していますが、紙面製作については毎日発行しなければならず、出社しないとできないことが多いため、機能を維持しながら出社する人数を減らす対応をしています。しかし、第一次緊急事態宣言の際は紙面のページ数を減らすこととなり読者の方々には大変申し訳ないことをしたと感じています。スポーツ・文化・地域のイベントが減ったため、それらの部分を削って紙面を縮小しました。

現在、新聞の読者離れが加速度的に進んでいます。デジタル対応が新聞各社の大きなテーマになっています。今まで、仕事の仕方が紙の縮切に対応する形になっていましたが、コロナの影響で働き方も変わってきました。コロナ関連のニュースをこまめにデジタルで公開することで、県内の読者の方々の新聞社ニュースサイトへのページビュー数が増えています。スピード感から新聞紙面よりもデジタルへの関心が増えています。

と感じています。それに応じて紙の締切に縛られるのではなく、ニュースを掴んだらすぐに発信することで、読者の方々の生活時間に応じた読まれ方ができるようになってきました。新たな発見もあったという意味では悪いものではなかった、気づかせてもらえることもあったと感じています。

◎ 委員長

コロナ禍をきっかけに運営改善に取り組まれたということですね。当庁においても、基本説明にもあったとおりコロナ禍の対応の中で調停事件の運営を合理化することによって、事件の進行もスムーズになり第一次緊急事態宣言以降、未済の件数が減ってきている状況にあります。

○ 委員

児童相談所の状況について3点ほどお伝えしたいと思います。

1点目は児童相談所における虐待の対応についてです。

通常の来所していただく相談であれば、裁判所と同様に消毒・マスクなどの一般的な感染防止対策を講じて対応しています。例えば子どもが利用するプレイルーム等では、適宜おもちゃを消毒しながら対応しています。

虐待対応の中で難しいと感じているのは、通告を受け付けた後48時間以内に子どもの状況・安全を確認する制度となっているところ、子どもの状況を確認するのに、日中子どもが所属している場所があれば、そこに確認をして調査を行うことができませんが、第一次緊急事態宣言下では学校が休校となっていたため、学校や幼稚園・保育園に確認することができない状況の中、児童相談所が家庭訪問することとなった時、感染が怖いという理由で接触を断られることが多かったことです。現場からは子どもの安全確認ができないことや、電話や手紙だけでは親御さんとの信頼関係を構築することが難しく苦労したとの声が多かったです。

2点目は一時保護の対応についてです。

一時保護とは家庭で生活できない子どもを、一時的に一時保護所等で保護する制度です。一時保護についても、調査が十分にできず保護の必要性の判断が難しい状況がありました。一時保護が必要となった際に、子どもの感染リスクがどの程度なのかアセスメントする情報がそろわないということもありました。陽性の子どもを受け入れてしまうことで施設のクラスターのリスクが高まるため、判断の難しさがありました。一時保護した後、子どもとその家族との交流についても、家族の感染リスクがどこまであるのか等、家族と児童相談所との信頼関係が試される場面がありました。幸い県内の施設で、現時点でクラスターの発生はなく、ご家族の協力が得られてなんとか支援を継続できている状況です。

最後は、コロナ禍であったからこそ起きたことなのですが、両親が陽性となり、子が陰性の場合、親が宿泊療養等になると子の養育者が不在となってしまう。その際、親族の協力が得られればいいのですが、それも難しい場合があり、県内の児童福祉施設でも9名ほど保護したこともありました。新型コロナウイルス感染症のまん延前には想像もつかなかったことです。

◎ 委員長

48時間以内の対応や一時保護後の対応に現在も苦慮されているのですか。

○ 委員

現在は、新型コロナウイルス感染症というものが分かってきたことで、関係機関も慣れてきて、学校も通常どおり行われているので、当初のような困難さはなくなってきています。

○ 委員

昨年の一斉臨時休校措置は、今まで経験したことのないことだったので大混乱でした。3月という時期だったため卒業式はどうするか、4月以降は担任が子ども達に会えないという状況が続いていて、どのようにして子ども達の学びを持続・継続していくのかということが大きな命題でした。

そのような中、できるだけ感染拡大をさせないという観点から、対面をしないというやり方で工夫をしてきました。テレビ会社にも多大な御協力をいただき、テレビで授業を流す取り組みもしました。これは反響も大きく良かったと思っています。

3か月の休校期間を経て学校を再開する際には、いきなり授業を再開するのではなく、子ども達の様子を観察しながら、すぐに授業に馴染めない児童も多くいたため、学校再開スタートプログラムを利用し進めていきました。第二次緊急事態宣言以降は臨時休校せず、市としてもどのようにしたら学びを止めずに感染防止できるかを、工夫しながら取り組みました。授業は対面を行わない、給食も黙食、配膳方法の工夫、行事の縮小、運動会は来校者の人数を絞っての実施等、制限のある中でも工夫して行っています。

部活動はなかなか厳しい状況でした。対外試合ができない、一部では感染拡大のため頑張っていた子ども達が夏の最後の大会に参加できないということが今年も起きてしまっています。そのような状況が今も続いています。

学びを止めない工夫をする中で、GIGAスクール構想という取組で、一人一台タブレット型端末を配布して、家でも学びを止めないことはできるかということで取り組んでいますが、端末は学校で使うことが前提となっているため、なかなか難しい状況です。しかし、臨時休校があった学校は、端末を一時的に家で使用できないかという工夫はしています。基本的には学校で使用するものとしてGIGAスクール構想は進んできています。7月からは市内ほぼ全校で使用できるようになってきました。

今まで学校内での感染は少なく8割方は家庭由来の感染でした。しかし、最近はその感染が徐々に広がっているという印象があります。職員等の研修においても全学校から集めて行うことはしておらず、一部はズーム等を利用して参加するなどの工夫をしています。

○ 委員

大学は多くの授業がオンラインとなっています。今年も50人以上の講義はオンラインで行っています。オンラインで良い点もありますが、昨年は地方から出てきている1年生の孤独感が心配でした。今年は感染対策を一段階上げて30名程度のゼミはできるだけ対面で行うこととし、体調不良者等がいる場合には、対面とオンラインを併用し対応しています。一段階上げた感染対策としては、マスクの中でも感染防止効果が高いとされているノーズクリップのついた不織布マスクの使用を徹底しています。また、医学部からのアドバイスで、グループディスカッションの際はフェイスシール

ドも利用しています。今のところ授業でのクラスターは発生していませんが、部活動ではクラスターが発生したためその際は、2週間オンライン授業への切替を行いました。

臨床心理士として感じているのは、対面に勝るものはないということです。小さい子どもがいる親御さんの不安感が高いと感じています。ずっと子どもと家において、人と話す機会がないということは非常に深刻だと感じています。

○ 委員

銀行は、銀行法で開店が義務付けられています。休日以外は開店しなければならないと定められているため、BCPとレジリエンスを根本に据えて考えています。どこの金融機関もそうだと思いますが、コロナの影響は大きく受けていないと感じています。コロナだから送金が出来なかったというような事象はどの金融機関も起こっていないと思います。本部ではテレワークを推進し、5割出勤、営業店は3班に分けて常時2班が勤務し1班は待機、本部にも営業店から数名ずつ招集し支援チームというものを作る等の対策をしています。クラスターが発生した際には、支店の人員を全員入れ替えて営業を行える体制にしています。

交通途絶等の場合などにおいても開店できるようマニュアルを作成しています。職員の居住地と勤務地が全員分登録されており、徒歩60分で参集できる人員が管理されています。毎年徒歩参集訓練も行っています。

電力が落ちた場合は、自家発電を使用することになりますが2日間ほどしか持たないため、電力を使わない場合の対応についてもマニュアルを作成しています。

感染防止対策としては、検温・家族に発熱が出たら自宅待機など、営業の現場にウイルスを持ち込まないという対策を徹底しています。

◎ 委員長

ビジネス的な観点からみて裁判所の感染防止対策はどうか。

○ 委員

私たちは会議をすべてウェブで実施していて対面では行っていません。今この場で何かするというよりも、普段から業務の省力化・標準化・デジタル化を進めていればこのような時でも大きな設備投資をしなくても対応できるようになると考えます。何か起こってから対応するのではなかなか難しいと思う。私どもは店の開店を銀行法で定められているため、事務の省力化・標準化などを10数年間続けてきていますので、パーテーションを設置する、換気・マスク・消毒を徹底する以外に新たに始めたことはそれほどありません。

◎ 委員長

度々裁判所のウェブ化についてのお話がでてきましたのでご説明します。裁判手続のウェブ化については、地方裁判所の民事事件で試験的に運用を始めています。家庭裁判所では、今年度、東京・大阪・名古屋・福岡の4庁で先行的にウェブ会議システムを使った家事事件の試行が始められます。今後、徐々に各地の家庭裁判所への導入も検討されていくことになるのではないかと思います。

○ 委員

多くの社会福祉施設で新型コロナウイルス感染症の発生が確認され、全国的には7

000件を超える感染が発生しています。私どもは社会福祉施設で働く職員の方に研修を行っていますが、職員の方たちは、実際に直接高齢者の対応をしている方たちなのでなかなか集合して研修を実施するのが難しい状況でした。そのため、オンラインやオンデマンド配信を利用して研修を実施しています。例年、成年後見に関する研修も実施しており、ここでは家庭裁判所の方にも講師をお願いしています。昨年度に関しては動画の配信という形で実施し、家庭裁判所にも動画を作成してもらいました。家庭裁判所には柔軟に対応していただいたと感じています。家庭裁判所は敷居が高く柔軟な対応が難しいのかと思っていたので、今回対応していただけたことで、その研修を受講される方たちからも家庭裁判所に対する印象が変わったという感想をいただきました。通常、集合研修を行うと1つの施設から1、2名しか参加できず参加者が限られていましたが、オンラインにすることで多くの方々に受講してもらうことができました。集合で行わなければならない研修以外については、むしろオンラインで実施したほうがメリットが大きいのではないかと感じています。

○ 委員

家庭裁判所は調停委員という非常勤職員を多く抱えています。現在調停室として稼働している部屋の数、男女2人ペアで調停を行う都合上、60人程度の調停委員が登庁している状況にあります。調停前や後には、各委員が控室で過ごしています。しかし、控室だけでは密な状態が発生してしまうので、裁判所と協議をしてサブの控室を準備してもらったり、空いている会議室を控室として開放してもらったりしています。調停委員は比較的高齢の方が多いため、裁判所利用者に感染させないことはもちろん、自身を感染させないためにも非常に神経を使っています。自発的に体温計やアルコール消毒液を携帯し自助努力をしている方も多くいます。非常勤職員を多く抱える家庭裁判所に対しては、対ユーザーのみならず、調停委員との連携も重要になると考えています。委員の皆様が所属先でも多くの非常勤職員がいるところもあるかと思えます。特別な感染防止対策等があれば教えていただきたいと思います。

◎ 委員長

調停委員の方々は、高齢の方が多くいらっしゃるのので、裁判所としても必要な感染防止対策を講じています。その一例として、本来ある調停室数よりも、現在は使用できる部屋をしばっているため、厳しい運営となっています。建物を増築する等して使用できる部屋を増やしたいところですが、なかなかすぐに対応するのは難しい状況にあります。

○ 委員

検察庁として新型コロナウイルス感染症の影響を一番受けたのは、被疑者の取調べ時です。取調べは机を挟んで被疑者と取調官がほぼ対面で実施するため、検察庁においても被疑者と取調官の間に透明のビニールシートを設けています。新型コロナウイルス感染症の疑いがある被疑者も多いため、そのような場合には、リモート形式での取調べを行っています。2つの部屋を音声と画像でつないで行っています。ただし、限られた場所でしかできないため、感染の疑いがある被疑者が多く出ると対応が難しい状況となってしまいます。

○ 委員

私のクリニックは精神科のクリニックなので、最初の緊急事態宣言の際は、患者さんも外に出たくないため受診に行けないという方が多かったです。そのため、受診歴が長く病状も安定している方には、電話再診で薬を処方するなどの対応をすることもありました。最初の数か月はクリニックはガラガラという感じだったので、その間にクリニックの感染防止対策を行うことができました。夏頃になると、通院を控えていた方も来院を希望するようになり、予約制にしてバランスをとってはいますが、子どもの患者も多く保護者も一緒に来院することとなるので密になりやすい状況でした。受付にはパーテーションを設置しています。私と患者さんの間にもパーテーションを設置することを考えましたが、設置せずに処置をしている状況です。診察中は患者さんとの距離をとるようにする等の対策をして、今のところ感染することなく業務を継続できています。今年に入り患者さんも増えてきて待合室も密になりかねないため、今後の課題だと感じています。予約時間の調整だけで待合室の密を回避するのは難しいです。初診の患者さんについては予約を先にするなど対応できますが、今まで受診されていた患者さんについては来たいと言われたら断ることはできないし、緊急の患者さんもいるため予約の調整だけでは難しいと感じています。

○ 委員

利用者としての立場からお話をさせていただきたい。このテーマを提案した時には、かなり調停事件も滞留していたため、代理人としても調停委員としてもやりにくさを感じていました。先ほど家庭裁判所から、事件の滞留はだいぶ解消されてきたというお話がありました。確かに実感としてそれもあります。緊急事態宣言がなされた当初は調停事件の期日が3か月先に指定されていました。今でも期日が2か月先となっていると思います。しかし、新型コロナウイルス感染症まん延以前は1か月に1度くらいの頻度で期日が指定されていました。裁判所も陳述書の提出等で対応されているようですが、裁判所における対応がうまくいっていないのではないかと感じています。期限どおりに陳述書が提出されなかったり、提出されたとしても内容が不十分だったり、結局、当事者間には色々なしこりがあるため、直接の話合いや説得は欠かせないと思います。ウェブ会議ができるようになっても難しいのではないかと感じています。代理人がついていない当事者の場合は、どうしても直接裁判所へ来てもらって話すことが必要だと感じています。ウェブ会議の機材を備えている方も少ないと思いますし、高齢の方たちはそのような機器の利用が難しいと思います。調停は人との関係が欠かせない制度だと思っています。

調停以外の審判手続ですが、法律相談も電話相談が多くなっているため、当事者の方は不安を抱えていると感じています。申立てをして受付はされたがその後どうなっているのか。特に年配の方たちはそのような不安を抱えてずっと待っているという状況にあります。先ほど電話会議のシステムを見せていただきましたが、調停委員の立場から申し上げますと、マスクをしたまま電話会議をすると聞き間違いのおそれがあると感じることがあるため、使用方法については注意が必要だと思います。家庭裁判所の配慮により状況が改善してきていることは分かりましたが、一般の方々の家庭裁判所の利用・それに対する信頼を維持していくためにはもう少し色々考えていかなければいけないところがあるのだろうと感じています。

○ 委員

当庁における設備整備には物理的な限界があると感じています。

裁判所におけるウェブ化に関する話もありましたが、やはり当事者の方と信頼関係を築いていくためには、直接会って表情を見てお話を伺うことも必要であると考えます。しかし、事件の進行状況によってはウェブを利用して進められる事件もあると思っています。今後は、ウェブ会議の導入を含め事件進行についてさらなる工夫をしていきたいと思っています。

第6 次回テーマについて

「少年法の改正について」